

# 選挙管理委員会事務局

## 第1 監査の概要

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査の種類  | 定期監査及び行政監査   |
| 2 監査対象   | 選挙管理委員会事務局   |
| 3 事前調査期間 | 平成25年5月27日   |
| 4 監査期間   | 平成25年8月6日  |
| 5 監査対象年度 | 平成24年度   |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等  |
| 7 監査方法   | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

## 第2 監査対象の概要

選挙管理委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成25年4月1日現在）は、次のとおりである。

各種選挙の管理・執行、各種選挙人名簿、検察審査員候補者予定者の選定、裁判員候補者予定者の選定、地方自治法等に定める議会の解散・特定公務員の解職請求、選挙資格の照会・回答に関する事務等を所掌する。

（職員3名、兼務職員10名）

## 第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、効率性改善への取組状況、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、人財育成の取組状況、1者単独随意契約（委託料）の状況、原課契約工事施工状況及び業務棚卸表について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

### 1 指摘事項

#### （1）現金等の管理について

駐車券出納簿において、使用目的の記載がない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

#### （2）支出事務について

ア 前金払で支出した負担金補助及び交付金において、履行確認がされていない事例が見受けられた。期間満了時には四日市市会計規則第75条に基づく、履行確認を行うこと。

イ 需用費の支出において、支出命令書に納品書が添付されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ウ 需用費及び委託料の支出において、見積書や請求書に代表者印や代表者名が漏れていた事例が見受けられた。四日市市会計規則第35条に基づき、不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認すること。

エ 委託料の支出において、支払が遅延していた事例が見受けられた。政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、適切な事務処理を行うこと。

(3) 臨時職員の任用手続きについて

臨時職員の任用に関する決裁において、履歴書や宣誓書の日付が砂消しで字句訂正したものや訂正印が漏れていた事例が見受けられた。任用手続きにおいて不備のない適切な事務処理を行うこと。

## 2 意見

(1) 現金等の管理について

駐車券については在庫が多いので、日常の確認を十分に行い、適正な管理を徹底すること。

【改善事項】

(2) 財産管理について

重要物品について、選挙用機器であることの意識はしているが、市の財産であることも意識して管理すること。選挙前は当然のことであるが、年度末には必ず台帳との数量突合とともに、品質、保管状況、事故防止などの問題がないか実査をすること。また、所属長による抜き取り実査も行うこと。併せて、実査した記録(日時、対象、数量、特記事項、所属長の確認など)を文書にして残すこと。

【改善事項】

(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取組みに努めること。

【改善事項】

イ 特に、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(\*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

【改善事項】

\* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

(4) 主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容と関連づけた根拠に基づき設定するよう改めること。

【改善事項】

(5) 内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務

精度の向上、上位職によるダブルチェック体制の強化などを行い、内部事務管理の改善を図ること。 【改善事項】

(6) 投票率の向上について

投票所の増設や駐車場整備などに取組んでいるが、投票率は減少傾向であることから、選挙ごとの投票率の推移や分析などが必要である。引き続き、投票率向上に向けた施策を検討し、実施に努めること。併せて、公正で正確な選挙を実施すること。 【要望事項】